

重度障害者(児)医療費助成制度の所得制限について

受給資格者（障害者）本人、配偶者または扶養義務者（同居中の父母、兄弟、子など）のいずれかの方の前年（１月から９月までの期間は前々年）の所得額が所得制限を超えていると、医療費の助成は停止となります（世帯内での合算等を行わず、個人毎に判定します）。

住民税の課税状況を確認させていただき、【表１】の所得金額を合計した額から【表２】の控除額を差し引いた金額が、【表３】の所得制限を超える場合に、助成を停止いたします。

【表１】 算入所得（受給資格者本人、配偶者、扶養義務者共通）

総所得金額（右記所得の合計）	利子所得
	配当所得
	不動産所得
	事業所得
	給与所得
	総合課税の譲渡所得
	一時所得
	雑所得
退職所得	
山林所得	
土地の譲渡等にかかる事業所得等	
分離課税の長期譲渡所得（特別控除後）	
分離課税の短期譲渡所得（特別控除後）	
先物取引にかかる雑所得	
条約適用利子および条約適用配当等	

【表２】 所得控除

控除の種類	受給資格者本人	配偶者・扶養義務者
雑損控除	住民税で実際に控除された額	
医療費控除		
配偶者特別控除		
小規模企業共済等掛金控除		
社会保険料		
本人にかかる障害者控除	控除なし	80,000円（一律）
本人にかかる特別障害者控除		270,000円
		400,000円
控除対象配偶者および扶養親族にかかる障害者控除	270,000円 （1人につき）	
控除対象配偶者および扶養親族にかかる特別障害者控除	400,000円 （1人につき）	
寡婦（寡夫）控除（※注）	270,000円	
寡婦控除の特例（※注）	350,000円	
勤労学生控除	270,000円	

※注 婚姻によらないで母または父となった方に対しても、同様に適用されることがあります。

【表 3】 所得制限

扶養親族 の数	受給資格者本人		配偶者・扶養義務者	
	給与収入目安	所得限度額 (この金額以下)	給与収入目安	所得限度額 (この金額未満)
0 人	5, 180, 000円	3, 661, 000円	8, 319, 000円	6, 287, 000円
1 人	5, 656, 000円	4, 041, 000円	8, 596, 000円	6, 536, 000円
2 人	6, 132, 000円	4, 421, 000円	8, 832, 000円	6, 749, 000円
3 人	6, 604, 000円	4, 801, 000円	9, 069, 000円	6, 962, 000円
4 人	7, 027, 000円	5, 181, 000円	9, 306, 000円	7, 175, 000円
5 人	7, 449, 000円	5, 561, 000円	9, 542, 000円	7, 388, 000円
6 人以上	1 人増すごとに所得限度額に 380, 000円を加算 ↓		1 人増すごとに所得限度額に 213, 000円を加算 ↓	

※老人控除対象配偶者、老人扶養親族または特定扶養親族等がある場合は、上記の所得限度額に次の額を加算します。

《受給資格者本人の場合》

老人控除対象配偶者または老人扶養親族 1 人につき 100, 000円

特定扶養親族(16歳以上19歳未満の扶養親族も含む) 1 人につき 250, 000円

《配偶者および扶養義務者の場合》

老人控除対象配偶者または老人扶養親族 1 人につき 60, 000円

(ただし扶養親族の全員が老人扶養親族に該当する場合は、1 人を除いた人数)